

入札・契約情報詳細

件名

総合福利厚生代行事業業務委託
公募型プロポーザルの実施について

(令和6年7月11日公表分)

横浜市職員共済組合医療福祉課

1 参加資格

過去3年の間に、会員数1万人以上の団体の福利厚生代行サービスの運営実績があること。

2 ヒアリング実施日

令和6年9月9日（月）

【場所】横浜アイランドタワー17階会議室（横浜市中区本町6-50-1）

3 申込について

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ 参加資格が証明できる契約書（件名、契約の相手方、契約金額、契約期間、対象人数が記載されているページ）の写し

(2) 提出先

横浜市職員共済組合医療福祉課福祉事業係 担当：高谷、三廻部

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1

横浜アイランドタワー17階

電話：045-671-3400

E-mail：so-kyousai-fukushi@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(4) 提出期間

令和6年7月23日（火）17時00分まで（必着）

4 提案資格確認結果等の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メールにより通知します。また、提案資格が認められた者については、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を電子メールにより通知します。

(1) 通知日

令和6年7月30日（火）17時までに行います。

(2) その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は当共済組合が通知を発送した日の翌日起算で、当共済組合休業日を除く5

日後の 17 時までにはプロポーザル参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

当共済組合は上記の書面を受領した日の翌日起算で、当共済組合休業日を除く 7 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問回答

提案書作成要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、当共済組合のホームページに掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 6 日（火）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便とし、電子メールの場合は送信後に電話連絡し、期限までに到着するように発送してください。）

(3) 提出先

3 (2) プロポーザル参加意向申出書提出先と同じ。

(4) 回答日及び方法

令和 6 年 8 月 15 日（木）までに、当共済組合のホームページに掲載します。

6 提案書の提出

提案資格が認められた者は、提案書作成要領をよく確認の上、提案書を提出してください。

(1) 提出部数

ア 1 部

提案書作成要領（別紙 2）「6 提案書の内容」(1)ア 提案書（様式 3）、サの認定証等の写し」及び「(3) 添付資料」

イ 20 部

提案書作成要領（別紙 2）「6 提案書の内容」(1)イ～コを記載した資料

それぞれイ～コにインデックスをつけたものを 1 セットとして、20 部御提出ください。

ウ 1 枚

提案書作成要領（別紙 2）「6 提案書の内容」(1)イ～コのデータを PDF 形式にて作成し、格納したデータを収録した CD-ROM を 1 枚

提出ください。

(2) 提出先

3 (2) プロポーザル参加意向申出書提出先と同じ。

(3) 提出期限

令和6年8月23日(金)17時00分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

(5) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、当共済組合の判断により補足資料の提出を求められることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 提案内容の変更は認められません。